

平成 25 年第 4 回定例会 一般質問での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 25 年 12 月 3 日 (火) 開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 成熟社会における自治のあり方について</p> <p>1) 総合振興局・振興局のあり方について</p> <p>高橋知事が百年に一度の改革と意気込んだ支庁制度改革の取り組みから、間もなく 4 年がたとうとしております。</p> <p>この支庁制度改革に関し、今年第 1 回定例会において、知事から、今後とも、振興局機能の充実強化に向け、振興局に関する、市町村や地域住民の方々の意向の把握、検討体制のあり方などの議論を深めるとの答弁がなされましたが、今後、総合振興局、振興局のあり方の見直しに向けて、道として、どのように取り組んでいこうとするのか、知事の見解を伺います。</p>	<p>【高橋知事】</p> <p>道では、平成 22 年 4 月に新たな振興局体制を立ち上げ、振興局長の組織編成権に基づく体制整備、新たな職員派遣制度の取り組みなどにより、市町村や地域の立場に立って、食、観光、軽種馬振興といった、地域の特性を生かした政策展開に努めてきているところであります。</p> <p>道といたしましては、各振興局が、今後とも、地域の課題に即応した効果的な政策を推進する地域づくりの拠点としての役割を果たしていくため、国の地方分権改革の進展状況なども見きわめながら、振興局等設置条例で定めるあり方検討に向けて、引き続き、各振興局の機能面の検証や、地域の方々の意向把握の方法など、課題の整理を進めてまいる考えであります。</p>
<p>2) 市町村への事務・権限の委譲について</p> <p>今般の成熟社会総合フォーラムからの提言では、本道は、全国を上回るスピードで、人口減少、高齢化が進み、今後の地域コミュニティー機能の低下などの懸念が示されております。</p> <p>また、地域の行政主体である市町村の行財政体制も、今後、一層厳しい状況になるものと予想されることから、これまで地域において担ってきた、道と市町村の役割分担も見直しが必要と考えます。</p> <p>道から市町村への事務、権限の移譲に際しては、手上げ方式で移譲を進めてきているところでありますが、市町村、とりわけ小規模自治体からは、年に数度しかない申請等の事務については、事務の効率化の観点からも、道で一括して事務を行うべきではとの御意見もいただいているところであります。</p> <p>道では、事務・権限移譲方針を策定し、市町村への移譲を進めてきておりますが、今年度、その方針改定を行うと承知しております。</p> <p>そのため、今後の改定に当たっては、こうし</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>道では、地域のことは地域みずからが決定できる分権型社会の構築を目指し、基礎自治体である市町村の機能の充実強化を図るため、これまでも、市町村からの要望に応じて、道からの事務、権限の移譲を進めてきたところでございます。</p> <p>このたびの事務・権限移譲方針の改定に当たりましては、道州制や基礎自治体のあり方など、都道府県と市町村との役割分担にかかわる国の分権改革の動向などを踏まえるとともに、市町村、住民の方々からも御意見をいただきながら、道から市町村への事務、権限の移譲を進めるための方策を検討し、移譲方針の改定に反映させてまいりたいと考えております。</p>

<p>た道と市町村との役割分担の見直しの観点も踏まえ、今後の移譲方針の改定検討を進める必要があると考えますが、知事の見解を伺います。</p>	
<p>3) 新しい自治の目指す姿について</p> <p>道では、新生北海道戦略推進プランの中で、地域主権の基本理念や道の責務、市町村と道の関係など、新しい自治の目指す姿を明らかにするため、関係条例を整備することを掲げておりますが、これまでの取り組みに関しては、市町村を初めとした幅広い層との対話を重ね、議論を深めるなど、所要の検討を進めるなどの答弁に終始してきました。</p> <p>しかしながら、今定例会において、他会派の質問に対し、関係条例として北海道地域振興条例を例示し、その改正を視野に、具体的な作業を進める考えを示しました。余りに唐突な意思表示であり、公約達成のための場当たりの対応としか受け取れない状況であります。</p> <p>さらに、地域振興条例と自治の目指す姿という、異なる関係を一つの条例で取りまとめることに無理があるものと私は思っており、しっかりとした議論のもとに取り組む必要があると考えております。</p> <p>さきにお話ししたとおり、本道は、人口減少、高齢化が急速に進んでおり、今こそ、広域分散型の地域構造や、小規模な自治体が多いといった本道の特性を踏まえ、北海道にふさわしい新たな自治の姿が必要と考えますが、こうした自治の姿に関する知事の所見を伺います。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>人口減少や高齢化の進行など、本道を取り巻く環境が変化中、人口 1 万人未満の小規模な市町村が全体の 6 割以上を占めている本道におきまして、市町村が、今後とも、地域の総合的な行政主体として、多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、行政の効率化を図るとともに、広域的な連携を積極的に進めていくことが重要であると考えております。</p> <p>このため、道といたしましては、今後とも、本道の地域の実情を踏まえた行政体制の充実に向け、市町村間の広域連携の取り組みなどを支援していくとともに、北海道地域振興条例などの改正を視野に、自治の姿に関する関係条例の整備に向け、検討を進めてまいる考えでございます。</p>
<p>2. 公共事業のあり方について</p> <p>1) 公共工事設計労務単価の引き上げについて</p> <p>国では、今年度の公共工事設計労務単価について、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せなどにより、就労条件が大きく悪化し、技能労働者の減少が続いているという現状を踏まえ、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給の逼迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険などへの加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適正に反映することを目的として、引き上げの見直しを行ったところであります。</p> <p>これらを受け、北海道の新労務単価について</p>	<p>【建設部長】</p> <p>国では、技能労働者の減少が続いている現状を踏まえ、本年 4 月より、公共工事設計労務単価を大幅に引き上げたことから、道では、建設業団体や工事の受注者に対し、技能労働者の賃金に適切に反映させるため、要請を行ったところでございます。</p> <p>8 月には、実態を把握するため、元請負人及び下請負人等を対象に、技能労働者の賃金に関するアンケート調査を実施し、約 7 割から、賃金を引き上げた、あるいは、引き上げる予定があるとの回答があったところでございます。</p> <p>さらに、現在実施している建設工事下請状況</p>

<p>も、全 51 職種の平均単価は、昨年に比べ 17.5% 引き上げられたところであります。</p> <p>このことは、公共工事における技能労働者の就業環境の改善につながるものと期待している一方、この労務単価の引き上げが、そこに働く労務単価に適切に反映されなければ、意味がないのであります。</p> <p>そこで伺いますが、今回の労務単価の引き上げに際し、その反映状況などをどのように把握しているのか、道の取り組みを伺います。</p>	<p>等調査を踏まえ、適切な賃金の確保について改めて要請することとしており、建設業団体とも連携を一層深め、技能労働者の就業環境の改善が図られるよう、取り組んでまいる考えでございます。</p>
<p>2) 適期施工について</p> <p>道内の建設業は、社会資本施設の維持更新や災害対応など、地域に欠くことのできない産業であります。</p> <p>建設業界や働く皆さんからは、適切な工事の時期に発注してほしいとの声を聞いているところでありますが、積雪寒冷地である本道においては、春から夏にかけて最も気候が安定し、効率的で品質の高い工事が期待できるものと考えております。</p> <p>しかしながら、従来の工事発注状況を見ると、7 月以降にその発注が集中し、品質管理が難しい冬期にかかる工事が多く、最も施工に適した春から夏にかけての工事量が少ないと言わざるを得ない状況であります。</p> <p>労働者の雇用の場の確保や、建設業の安定経営、効率的で品質の高い工事の確保の観点からも、工事施工に適した春から夏にかけての工事量を確保することが重要と考えますが、このことについて、道の見解を伺います。</p>	<p>【建設部長】</p> <p>積雪寒冷地である本道の土木工事は、品質確保の観点から、出水期を避けて施工する河川工事などを除き、冬期に入る前に完了させることが望ましいと考えているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、建設業界との意見交換で要望の多かったゼロ国債やゼロ道債を活用するなどして、早期発注に努めるとともに、地元調整などにより、やむを得ず発注が出来る場合は、可能な限り繰越制度を活用し、適期施工の推進に努めてまいる考えでございます。</p>
<p>3) 維持管理について</p> <p>昨年 12 月 2 日に発生した、中央自動車道の笹子トンネルにおける天井板落下事故などに見られるように、老朽化する社会資本の危険性が指摘されているところであり、道としても、橋梁やトンネル、河川の樋門といった施設の老朽化対策、長寿命化に取り組んでいるものと承知しておりますが、日常的な路面の補修や草刈り、除雪などの維持管理業務についても、道民の安全、安心の確保という観点から、おろそかにできないものと考えております。</p> <p>しかし、道の維持管理に関する予算は年々減</p>	<p>【知事】</p> <p>道では、平成 20 年度に策定した維持管理基本方針のもと、効率的、効果的な執行に努めてきているところでありますが、限られた予算の中、地域からの要望に対し、十分に対応できない状況もあるところであります。</p> <p>こうしたことから、道といたしましては、維持管理に活用できる交付金制度の創設を国に要望するとともに、道の単独事業費においても、必要な予算を最大限確保し、住民の暮らしや経済活動を支える重要な社会基盤である公共土木施設の適切な維持管理に努め、道民の皆様の安</p>

<p>少しており、現場では、この予算の確保や施設の維持管理に大変苦勞しているとの話も聞いており、特に国道、市町村道に比べ、道道の管理が悪いとの指摘も受けている状況であります。</p> <p>道民の暮らしを守る立場の知事として、公共土木施設の維持管理に対し、この予算確保も含め、どのように取り組もうとしているのかを伺います。</p>	<p>全、安心な暮らしが守られるよう、しっかり取り組んでまいる考えであります。</p>
<p>3. 季節労働者対策について</p> <p>1) 季節労働者の実態について</p> <p>季節労働者の多くが建設・土木作業に従事しており、特に、北海道における厳しい冬期間は、工事や仕事が困難な状況になることから、失業という、収入が閉ざされた状況になってしまいます。</p> <p>季節労働者の雇用期間は 6 カ月から 8 カ月程度であり、年間収入が 200 万円程度の労働環境と言われております。</p> <p>このような季節労働者の実態について、知事は、どのように認識をし、どのように対処しようとしているのか、まずお伺いをいたします。</p>	<p>【知事】</p> <p>本道は、冬期間の産業活動に著しい制約を受けるため、季節的に雇用を繰り返す季節労働者が全国の中で最も多く、経済的に不安定な状況に置かれているこうした方々の対策が重要と考えます。</p> <p>このため、道では、これまでの課題や雇用情勢の変化を踏まえ、通年雇用に向けた各種対策の実施主体である地域協議会の組織化と、労働者の技能向上等を柱とし、季節労働者対策に関する取組方針を改定したところであり、今後とも国の施策とも連携を図りながら、季節労働者の通年雇用化に努めてまいる考えであります。</p>
<p>2) 通年雇用促進支援事業の充実について</p> <p>国は、平成 19 年度から、それまでの冬期雇用援護制度を廃止し、新たに、通年雇用促進支援事業をスタートさせています。</p> <p>この新しい事業は、国が 9 割、道と市町村が 1 割の予算を措置し、道内の各地域において、市町村や経済団体、労働組合などで構成する地域協議会を組織し、季節労働者の通年雇用化に向けた、さまざまな事業を実施しているものと承知しております。</p> <p>しかし、この制度には、季節労働者の所得補償的な事業はなく、また、協議会が実施するセミナーなどへの参加に対する交通費も一切支給されないなど、季節労働者のみならず、労働者のスキルアップを目指している企業にとっても、その機能が十分発揮されていないなどの指摘がなされているところであります。</p> <p>道は、このたび、第 4 次の季節労働者対策に関する取組方針を策定したと承知しておりますが、季節労働者や企業側にとっても、労働者のスキルアップと通年雇用化につなげるために、</p>	<p>【経済部長】</p> <p>道では、季節労働者の通年雇用化を図るため、地域協議会に参画し、地元の状況や季節労働者のニーズの把握に努め、事業者、季節労働者それぞれに向けたセミナーなどを開催するほか、道の資格取得支援事業におきましては、季節労働者に対する資格取得費用の助成に加え、地域協議会が独自に上乘せできるよう改善するなど、事業の展開を図ってきたところでございます。</p> <p>今後は、第 4 次の取組方針の重点施策として、地域協議会との連携を一層強化し、季節労働者の技能向上等に努めるほか、資格取得の支援や職場体験実習を組み合わせるなど、地域の実情に合わせた、より効果的な事業展開に努めてまいる考えであります。</p>

<p>地域ニーズに即した取り組みが求められていると思いますが、これらの事業展開に当たり、この事業の充実をどのように図ろうとしているのか、お伺いをいたします。</p>	
<p>3) 地域協議会未加入市町村の組織化等について</p> <p>道内の各地域には、季節労働者の通年雇用に取り組む地域協議会が設立され、さまざまな事業を実施しておりますが、一方で、いまだ協議会が組織されていない地域や、活動を休止している協議会があると承知しております。このように、地域協議会が組織されていなかったり、活動されていない地域の労働者にとっては、通年雇用化に向けた事業を受けることができないのであります。</p> <p>そこで伺いますが、このように地域協議会が機能していない地域はどのような状況なのか、また、道においては、それら未加入市町村の組織化あるいは休止協議会の活動再開に向けて、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。</p>	<p>【経済部長】</p> <p>道内の地域協議会は、現在 173 の市町村が参加し、43 協議会が設立されておりますが、2 つの市で構成される 1 協議会が活動を休止し、6 つの市や町が未加入となっており、これらの地域の季節労働者数の合計は、約 2,100 人となっているところでございます。</p> <p>これまで、道では、これらの市や町を訪問し、協議会の加入、設置や、協議会活動の再開を働きかけ、平成 19 年度の事業開始以降、新たに 1 協議会が設立されるなど、16 市町村において組織強化が図られてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、未加入の市や町と休止中の協議会に対し、通年雇用促進支援事業の果たす役割、効果が十分理解されるよう、丁寧な説明を行うとともに、他の協議会が実施する、先進的、モデル的な取り組み事例を紹介するなど、協議会の設置、加入や、活動の再開に向けて、働きかけを続けてまいる考えであります。</p>
<p>4) 冬期就労の場の確保について</p> <p>季節労働者の皆さんが求めているのは、冬期間の雇用の場の確保であります。道では、経済部と建設部が連携をし、季節労働者の通年雇用化に向け、冬期増嵩経費措置事業を実施しておりますが、北海道の厳しい冬期間の環境の中では、この事業の拡大も厳しいと言われております。</p> <p>季節労働者の皆さんは、冬期間の収入を確保するためにも、冬期就労の場の拡大を求めています。道として、冬期就労の場をどのように確保していくのか、知事の見解を伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>道では、これまでも、冬期増嵩^{ぞうこう}経費措置事業や、企業に対し季節労働者の優先的な雇用を要請している通年雇用化特別対策事業を実施し、冬期就労機会の確保に努めるとともに、市町村に対し、事業の発注を冬期に繰り延べするなどの配慮や、施設解体工事、除排雪などによる冬期就労対策の実施を要請してきているところであります。さらに、季節労働者を通年雇用した事業者に対し賃金等の一部を助成する国の通年雇用奨励金制度の活用、ハローワークや市町村との連携など、冬期就労機会の確保、拡大に向け、効果的な事業を図っていく考えであります。</p> <p>私といたしましては、今後とも、季節労働者を含め、ひとりでも多くの方々が安定した職業につけるよう、雇用対策にしっかりと取り組んでまいる考えであります。</p>

【再質問】

再 質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>1. 成熟社会における自治のあり方について</p> <p>1) 新しい自治の目指す姿について</p> <p>自治の姿に関する関係条例の整備について、知事から、「北海道地域振興条例などの改正を視野に検討を進めていく」との答弁がありましたが、道内の市町村は、規模、面積など、それぞれ置かれている環境が異なっており、また、道や市町村が担うべき役割について、さまざまな対応方向があるのではないかと私は思っております。</p> <p>例えば、市町村同士が協力し合う広域行政においては、地域の実情に応じ、一部事務組合や広域連合など、多様な制度を効果的に活用する必要があり、また、今後、市町村の業務を都道府県が補完する、いわゆる垂直補完なども検討対象となってくるものと考えております。</p> <p>また、地方自治体の役割分担に関しては、パスポートの申請受理業務のように、住民サービスの向上に直結する業務は、市町村が道からの移譲を積極的に受けていくことが望ましいと考えられ、一方、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療制度などの運営主体などは、市町村から広域自治体である都道府県に移していくことが合理的で、安定的に経営することができるものと考えております。</p> <p>自治のあり方に関しては、こうしたさまざまな観点から、市町村などと都道府県が議論を行うための環境整備も重要であると思っております。</p> <p>道は、自治の姿に関する関係条例の見直しに当たり、どのような視点で、また、いつまでに検討しようとしているのか、現時点での所見を伺い、私の質問を終わります。</p>	<p>【知事】</p> <p>自治のあり方に関する関係条例の整備についてであります。今後の検討においては、自治の担い手である、住民、市町村、道の適切な役割分担や連携協力が大変重要でありますことから、道民との協働、道と市町村の連携、道の果たすべき役割などの視点から、市町村なども十分協議を行いながら、来年度の関係条例の整備に向け、具体的な作業を鋭意進めてまいりたいと考えております。</p>